

監査結果に係る措置状況報告書

(令和4年4月)

尾鷲市監査委員

尾 監 第 1 9 号
令和4年4月19日

尾鷲市監査委員 民部 俊治

尾鷲市監査委員 濱中 佳芳子

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

株式会社 熊野古道おわせ 代表取締役 土井 八郎兵衛

尾鷲市長 加藤 千速

2. 通知を受けた日

令和4年4月15日

3. 監査結果に関する報告

令和4年3月31日 尾監第141号 定期監査等結果報告書

4. 監査の対象

尾鷲市地域資源活用総合交流施設 夢古道おわせ（施設名称）

株式会社 熊野古道おわせ（指定管理者）

尾鷲市商工観光課（指定管理に関する担当課）

5. 通知等内容

別添のとおり

目 次

株式会社 熊野古道おわせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

尾鷲市商工観光課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

●令和3年度 定期監査等結果報告（指摘事項）に対する措置状況

【株式会社 熊野古道おわせ】

指 摘 事 項	措置の状況
<p>① 今回、事業収支に係る関係資料として、総勘定元帳をはじめ、その根拠となる領収書等の会計書類を照査した結果、元帳において、科目誤りと思われる支出や摘要欄の記載が不明瞭なものが見受けられた。また、領収書においては、元帳に記載があるが領収書がないもの、宛名の記載がないもの、押印がないもの、内容の但し書きや領収者住所の記載がないものなどが散見された。とりわけ、今回、現金支払いで領収書がないものが複数あり、支出の根拠が不明瞭なため、公の施設の指定管理業務において、厳に慎むべき不適切なものであり、適切な処理への是正を求める。</p>	<p>① ご指摘にありました指定管理業務における不適切な経理事務について、これらの問題の発生原因を調査するとともに、全ての管理業務の見直しを行いました。具体的な改善策については、管理体制の強化を目的として、新たに専務取締役を置くとともに、新たな支配人として取締役をあててまいります。また、新たに総務、広報、温浴、販売の各部門に担当役員として取締役を置くとともに、監査役として、顧問税理士及び経理事務に精通した金融機関OBを据えるなど、管理体制の強化を図るため運営組織の再構築を図ります。また、不適切な行為のあった経理事務に関しては、経理規程や適切な現金管理を行うために小口現金取扱規程を制定いたしました。このことにより、これまでの課題であった少人数の経理担当による管理から役員を含めた複数の人員で経理を確認する仕組みに改善を図るとともに、加えて経理担当者も1名増員し、2名体制とすることで、ご指摘のあった不適切な経理処理を確実に防ぐことといたします。なお、帳票書類の不備等による不適切な経理処理を行っていたため、各年度で発生した誤りについては、役員会で協議の上、顧問税理士の指導を受け、適正に修正申告をすることといたします。</p>

指 摘 事 項	措置の状況
<p>② 過去の監査においても意見を申し上げている指定管理料が直接充てられている経費について、収支報告において明確に区分されておらず、その内容についても、具体的に実績報告等に記載が無い場合、指定管理料として適切な支出なのか判断が難しいものが多数見られた。今後は、指定管理料が、どの経費に充てられているかについて、事業計画書及び事業報告書において明確に区分し、具体的に明瞭な記載を求める。</p> <p>③ 支払簿冊等において、根拠書類の綴り誤り等が見られたため、簿冊整理を徹底されたい。</p>	<p>② ご指摘のとおり現状では、指定管理料が充てられている業務について、事業計画書及び事業報告書で明確に区分した形で報告ができておりませんでした。また、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の管理に関する基本協定書第17条において「専用の口座の開設と他の事業と区分して会計を設けること」などが規定されておりますが、現状ではそれも実施できていない状況です。これらのことに関しましても弊社では重く受け止めており、今一度、基本協定書に基づき、適正に事業の管理を実施するとともに、令和3年度の指定管理事業に関する事業報告書においては、指定管理料が充てられている業務について、明確に区分した形で事業報告書等を作成いたします。</p> <p>③ 経理に係る関係書類（領収書等）に関しましては、現金での支払いと振替での支払いを簿冊により明確に区分するとともに、支払日ごとに帳簿と照らし合わせるなど、今後、誤りのないよう努めてまいります。そのために、経理担当者の増員はもとより、役員を含めた複数の人員で確認する仕組みにより経理体制の充実を図ることで、再発を防止してまいります。</p>

指 摘 事 項	措置の状況
<p>④ 旅費及び賞与等の支出について、支出の根拠となる規程等が確認できないことから、明確に整理をされたい。</p> <p>※これら個別事項に対する具体的な会計処理をはじめとする改善処置と再発防止に係る組織上の改善策等の措置内容について、担当課とも協議のうえ、報告された。</p>	<p>④ 旅費につきましては、当社の規程により費用等の計算を実施しておりますが、支給に至る証拠書類・精算書類・復命書類などが添付されていないものがあったことから事務処理を徹底してまいります。また、賞与の支給規程は制定されているものの、支給に関しては、その年度の経営状況により代表取締役が決定している状況でしたので、今後の支給に関しては支給規程を遵守した上で、適正に支給することといたします。</p> <p>※ なお、指摘事項①～④の改善策に関しては、尾鷲市商工観光課と連携・調整を図るとともに、指摘事項以外の案件に関しても連携を密にし、協議を重ね対応してまいります。</p>

【商工観光課】

指 摘 事 項	措置の状況
<p>① 担当課においては、指定管理者に係る事業収支において、提出された実績報告、決算書類に加え、その根拠となる会計帳簿（総勘定元帳、現金出納帳、伝票、領収書等）について、地方自治法や協定書、指定管理者制度導入施設モニタリング等基本方針等に沿った形で、確認の徹底を図られたい。また、今回、現金の管理をはじめ、いくつかの会計処理において不明瞭な点が見受けられたことから、指定管理者と協議のうえ、事業報告時とは別に、定期的に会計帳簿や現金等の確認チェックを実施されたい。</p> <p>② 今回の監査において、公の施設の指定管理業務上、不適切と思われる会計処理が見受けられたことから、担当課においては、指定管理者と十分協議のうえ、指定管理者による会計処理をはじめとする改善処置について確認されるとともに、今後、このようなことが発生しないよう担当課としての具体的な改善策について報告を求める。</p>	<p>① 尾鷲市地域資源活用総合交流施設「夢古道おわせ」に係る指定管理者に関する事業収支に関しましては、協定書等に基づき毎月の業務報告書の提出や、年度終了時には管理業務の実績状況・利用状況・管理業務に関する経費の支出状況の提出を求め、内容確認を実施してまいりました。しかしながら、今般の監査により不適切な経理処理が指摘されるなど、確認が不十分であったことから、再発防止のため四半期など期間を定め、指定管理者経理担当者や役員等関係者の同席のもと、会計帳簿や現金の確認などを実施し、適正に会計処理されているか確認してまいります。更に再発防止や監査体制の拡充のために、今後実施される指定管理者の募集に係る要綱の見直しを行うとともに、その後締結される基本協定・年度協定を改定してまいります。</p> <p>② 尾鷲市地域資源活用総合交流施設「夢古道おわせ」に係る指定管理事業に関しましては、指摘事項①の回答にもありますように、会計処理に関しまして、担当課として会計帳簿や現金の確認を実施するなど、適正に処理されていることを実地調査するとともに、施設の管理や事業の進捗管理など、尾鷲市の観光誘客の核となる施設として、また、公の施設として、公正かつ適正に運営管理されているかを確認するために、連絡調整・協議確認を行うことといたします。そのために、定期的実施予定の担当課による実地調査だけでなく、運営担当者や役員等関係者との連絡会議を実施することとし、適正な施設の管理運営をはじめ集客交流人口の拡大を目指し、連携を密にしてまいります。</p>